

呉市ふるさと納税に係る業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

呉市（以下「本市」という。）のふるさと納税に係る業務（寄附の受付，寄附者情報の管理，返礼品等の発注・配送管理，寄附者からの問合せ対応等）の効率化を図るとともに，ふるさと納税制度を活用して，本市の地場産品等の認知向上・販路拡大による地域活性化，本市の魅力発信，シティプロモーションの推進を図るために必要な業務を委託する事業者（以下「中間事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために，必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

呉市ふるさと納税に係る業務

(2) 場所

本市が指定する場所

(3) 業務内容

別添「呉市ふるさと納税に係る業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和9年4月1日（木）から令和10年3月31日（金）まで

※ 運用開始は，令和9年4月1日からとする。なお，運用開始日前までは準備期間として対応し，その間に発生した費用は，中間事業者の負担とする。

3 見積限度額

寄附金額に乗じて当該委託料を算出する「委託料率」についての単価契約とし，「寄附金額の5.5%（税抜き）」を上限とする。ただし，ガバメントクラウドファンディング（中間事業者にポータルサイトへの掲載及び当該データの更新等に係る保守管理に関する業務を委託していないポータルサイトを活用して寄附を募集するものに限る。）における寄附金受領証明書等の作成及び発送業務並びにワンストップ特例申請の処理業務に対する当該委託料率は，「2%（税抜き）」を上限とする。

※ 返礼品の調達及び発送に係る経費，ふるさと納税ポータルサイトの手数料，クレジットカード等決済手数料，受領証明書・ワンストップ特例申請書送付

に係る郵送料は含まない。

4 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次の条件を全て満たすことを要する。

- (1) 現在に至るまでに、地方自治体から、ふるさと納税に係る業務について受託し、本市の仕様書記載内容と同程度の業務について実績があること。
- (2) 法人格を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと及び同条第2項各号に掲げる行為のいずれかを行った者でないこと。
- (4) 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日制定）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 公募開始の日から契約締結の日までのいずれの日においても、営業停止処分の措置を受けていないこと。
- (7) 呉市税を滞納していないこと。ただし、呉市内に事務所等を設置していない参加者又は呉市内に課税対象資産を所有していない参加者は、現在の主たる事務所等が所在する市町村における市町村税の滞納がないこと。
- (8) 参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる地位にある者が、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと又はその統制にある者でないこと。

5 スケジュール（予定）

	内 容	期 日
1	募集公告	令和8年10月2日（金）
2	質疑書の提出期限	令和8年10月13日（火）午後5時（必着）
3	質疑に対する回答	令和8年10月16日（金）※ホームページに掲載
4	参加申込書の提出期限	令和8年10月21日（水）午後5時（必着）
5	企画提案書の提出期限	令和8年10月30日（金）午後5時（必着）
6	プレゼンテーション実施	令和8年11月17日（火）
7	結果通知	令和8年11月下旬

8	契約締結	令和9年4月1日（木）
---	------	-------------

6 実施要領等の配布

(1) 配布開始日

令和8年10月2日（金）

(2) 配布方法

本市のホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.kure.jp/soshiki/68/koubo.html>

7 質疑及び回答

(1) 提出期限

令和8年10月13日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア 質疑書（様式1）を事務局（収納課税制グループ）へ電子メールにより送信すること。

事務局メールアドレス：syuno@city.kure.lg.jp

イ 件名は，【呉市ふるさと納税業務委託プロポーザル 質疑書】とすること。

ウ 質疑書の提出後，事務局に電話をして受信の有無を確認すること。

事務局電話番号：0823（25）3226（直通）

(3) 回答方法

令和8年10月16日（金）を本市からの回答予定日とし，質疑に対する回答は，本市のホームページに質疑者に関する情報は伏せた上で掲載する。なお，質疑の内容によっては，回答ができない場合がある。※個別の回答は行わない。

8 参加申込み

(1) 提出期限

令和8年10月21日（水）午後5時（必着）

(2) 提出方法

事務局への持参又は簡易書留等の配達日時の確認が可能な送付方法により提出すること。

(3) 提出書類

次の書類を各1部提出すること。

ア 参加申込書（様式2）

イ 市町村税の滞納のないことを証する書類

ウ 履歴事項全部証明書（参加申込みを行う日の3か月前の日以降に作成されたものに限る。）

エ 印鑑証明書（参加申込みを行う日の3か月前の日以降に作成されたものに限る。）

(4) 備考

提出書類が欠けている場合又は必要部数を満たしていない場合は、失格とする。提出後における書類の訂正、差し替え及び資料の追加は、原則として認めない。

参加申込者が1者のみの場合も、参加資格を有する者であれば、プロポーザルを実施するものとする。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年10月30日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

事務局への持参又は簡易書留等の配達日時の確認が可能な送付方法より提出すること。

(3) 提出書類

次の書類について、紙媒体（正本1部、副本10部）及び電子媒体（CD-R等）を提出すること。

なお、提案書は、原則としてA4サイズ、両面印刷とし、30ページ以内を目安として作成すること。

ア 企画提案書表紙（様式3）

イ 表紙を除く企画提案書（様式自由）

【記載内容】

提案書は、仕様書及び『【別表】評価項目及び配点一覧表』を基に、次の項目を含めて、具体的に作成すること。また、仕様書に定めのない業務で、見積りの範囲内で行える業務があれば、提案すること。

(ア) 寄附者情報を適切に管理する体制・能力について

(イ) 準備期間に係る運用開始日までの導入計画及び業務実施スケジュールについて

(ウ) システムダウン等の不測の事態への対応方法について

(エ) 寄附者からの問合せ対応の体制と対応可能な問合せ内容について

(オ) 返礼品提供事業者との連携体制について

- (カ) 返礼品の管理体制及び配送遅滞等のトラブルへの対応について
- (キ) 現在までの返礼品提供事業者の開拓実績及び返礼品の開発実績並びに本市における返礼品開発の提案について
- (ク) 既存返礼品の魅力向上等に関する提案について
- (ケ) 本市の魅力発信や寄附金増加に係るプロモーションの手法について
- (コ) 個人情報保護のための対策とその運用方法について
- (サ) 本市の取組（例えば、現地決済型のふるさと納税の導入）を十分に理解した上での改善提案について
- (シ) その他自社の優位性について
- (ス) 寄附管理システムのパッケージ名称
- ウ 業務実施体制表（様式４）
- エ 業務実施スケジュール表（様式自由）
- オ 関連業務実績（様式５）及び当該実績に係る契約書の写し
- カ 業務見積書（様式６）
- (4) 注意事項
 - ア 審査の公平を期すため、企画提案書表紙（様式３）以外の提出書類には、会社名、ロゴマーク等の提案者が特定される表示は、一切しないこと。
 - イ 審査項目や配点等は、「審査項目及び配点一覧表（別表）」を参照すること。
 - ウ 提案は、本仕様書記載の内容に合致する内容とすること。
- (5) 備考
 - ア 提出書類が欠けている場合又は必要部数を満たしていない場合は、失格とする。
 - イ 提出後は、提出書類の訂正、差し替え及び資料の追加は認めない。
 - ウ 提出書類は、提案者に一切返却しない。
 - エ 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製することがある。
 - オ 提出書類の内容について、別途、本市から確認する場合がある。また、必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。

10 選定方法等

(1) 優先交渉権者

プレゼンテーションによる企画提案等の評価で最高点を獲得した参加者を優先交渉権者とする。

(2) 評価主体

評価は、呉市ふるさと納税業務中間事業者（中間事業者）の候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。なお、選定委員会の会議は、非公開とする。

(3) 評価方法及び結果の通知

ア 評価対象

企画提案書等及びプレゼンテーション

イ 評価方法

(ア) 「評価項目及び配点一覧表（別表）」に掲げる評価項目について、選定委員会の委員が採点を行う。

(イ) 各委員の評価点数の合計が全得点（1,000点）の6割に満たない場合は、候補者としない。

ウ 結果通知

令和8年11月下旬に、本市のホームページで、優先交渉権者の名称及び採点結果を、次点交渉権者については採点結果のみを公表するとともに、参加者全員に書面で通知する。

(4) 留意事項

優先交渉権者が、次のいずれかに該当するときは、優先交渉権者としての選定を取り消す。

ア 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。

イ 評価の公平性を害する行為を行ったことが確認されたとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等があったことにより、優先交渉権者としてふさわしくないと本市が判断したとき。

エ 参加資格に適合しなくなったとき。

(5) 契約等

優先交渉権者が業務を開始する日までに辞退を申し出たときや、優先交渉権者の選定が取り消されたときには、次点交渉権者を優先交渉権者とする。

(6) 問合せ

評価結果に対する問合せは、一切受け付けない。

【別表】評価項目及び配点一覧表

評価項目	評価の視点	配点
1 業務遂行能力	本業務に対する目的と内容を十分理解した上で、ポータルサイトの運用管理能力を有し、寄附者情報の管理体制を構築する能力を有しているか。また、運用開始予定日までに、確実な運用開始を実施する体制構築能力を有するか。	15
2 業務実績	ふるさと納税に係る業務についての他自治体等での業務実績が豊富か。 ふるさと納税に係る業務を適正かつ確実に遂行する組織体制を有しているか。 ふるさと納税に係る寄附者管理システム等について、システムダウン等の不測の事態が生じた場合においても、迅速に対応する能力を有しているか。	10
3 寄附者対応	受領証明書・ワンストップ特例申請書の発送業務を迅速かつ確実に実施し得る組織体制か。 寄附者からの問合せに対応するための組織体制を構築しているか。 寄附者からの多様な問合せに対し、丁寧かつ責任を持った対応ができるか。	10
4 管理能力	ふるさと納税に係る寄附情報について適切に管理するとともに、必要な情報を集計するシステム運用能力があるか。 返礼品提供事業者との連携を密にし、返礼品提供事業者からの相談等に応じられる体制が整えられているか。 配送遅滞等のトラブルがあった場合にも、迅速かつ適切な対応ができるか。	15
5 返礼品の開発能力	返礼品の開発実績が豊富にあり、本市の地域特性等を踏まえた魅力的な返礼品の開発が可能か。 既存の返礼品に対する寄附額増加に向けた取組が可能か。	10

6 プロモーション	本市の魅力発信やプロモーションを効果的に実施することが可能か。 ポータルサイトの記事作成，写真，デザインなどの技術を有し，寄附につながる魅力的なページの作成が可能か。	15
7 個人情報保護対策	中間事業者及び返礼品提供事業者間において，寄附者の個人情報保護についての有効性・確定性のある対策が講じられているか。	5
8 自社の優位性を基礎とした戦略提案	提案者の強みを活かし，ふるさと納税制度の理念に基づく独自性のある取組の提案が可能か。	10
9 経費率低減に資する取組提案	募集に要する費用全体を最適化し，経費率低減につながる仕組みや視点から，効果的な提案をしているか。	10
合 計		100

11 プレゼンテーション出席者届の提出

(1) 提出期限

令和8年10月30日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア プレゼンテーション参加者は，プレゼンテーション出席者届（様式7）を事務局へ電子メールにより送信すること。

なお，電子メール以外での提出は，受け付けない。

事務局メールアドレス：syuno@city.kure.lg.jp

イ 件名は，【呉市ふるさと納税業務プレゼンテーション出席者届】とすること。

ウ プレゼンテーション出席者届の提出後，事務局に電話をして受信の有無を確認すること。

事務局電話番号：0823（25）3226（直通）

12 プレゼンテーションの実施

(1) 開催予定日時

令和8年11月17日（火）（予定）

(2) 開催予定場所

〒737-8501

広島県呉市中央6丁目2番9号

つばき会館4階 407・408会議室

(3) プレゼンテーションの実施者

実際に本業務を担当する者1名及び補助員2名を含め、3名以内として、主に前者が行うこと。

(4) 所要時間（予定）

参加者の持ち時間は、説明（20分）、質疑応答（10分）、準備及び撤収を含め、おおむね30分間とする。

(5) 機材

プロジェクター、スクリーン及びホワイトボードは、本市が用意するが、その他の機器（パソコン等）が必要な場合には、参加者が準備すること。

(6) その他

ア 企画提案書等に記載のない提案を新たに盛り込み、説明することは認めない。

イ 評価の公平を期するため、会社名、氏名等が特定される言動は一切しないこと。

13 契約内容

(1) 契約期間

令和9年4月1日（木）から令和10年3月31日（金）まで

(2) 契約方法

選定委員会により選定された優先交渉権者と提案内容に基づき協議を行い、必要に応じて修正を行う。協議が整い次第、本業務に係る随意契約を締結する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。

(3) 支払方法

本業務に係る委託料は、完了検査の終了後に支払うものとする。

14 その他

(1) 本プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案は、1参加者につき1提案とする。

(3) 提出書類の著作権は、参加者に帰属するが、本市がプロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ることなく当該提出書類を無償で利用・複製することができるものとする。

- (4) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成 1 1 年呉市条例第 1 号）に基づく情報公開請求の対象公文書となり，非公開とすべき部分を除き公開されることがある。
- (5) 本市は，提出された参加申込書等を，本プロポーザルによる委託業者選定以外の目的には使用しない。
- (6) 企画提案書の提出後に辞退する際には，辞退届（様式自由）を提出するものとする。
- (7) 本要領に規定されていない事項が発生したときは，選定委員会と事務局が協議の上，これに対応する。
- (8) 参加者は，本要領に定める諸条件に同意した上で，プロポーザルへの参加を申し込むこととする。

15 問合せ先（事務局）

〒737-8501

広島県呉市中央4丁目1番6号

呉市役所3階 呉市財務部収納課 税制グループ

担当：清水・川本

電話番号：0823（25）3226

電子メール：syuno@city.kure.lg.jp